

(1) 地域医療構想の概要

【策定趣旨】 平成37年(2025年)には、団塊の世代が75歳以上となり、医療需要の増大
⇒将来にわたり持続可能な効率的で質の高い医療提供体制の構築が必要

目標年次の平成37年(2025年)に向けた医療提供体制のあるべき姿を示すため、以下の項目について構想を策定

- (1) 本県の現状（人口、医療機関数、病床数等）と課題
- (2) 平成37年(2025年)の医療需要を踏まえた必要病床数（目指すべき指標）
⇒医療圏ごとに「高度急性期」「急性期」「回復期」「慢性期」の必要病床数を推計
- (3) (2)をはじめとした医療提供体制を実現するための施策

【構想の推進】 ◇構想区域ごとに、医療関係者や保険者など関係者からなる「地域医療構想調整会議」を設置し、構想の実現に向けて協議
◇地域医療介護総合確保基金等を活用し、医療機関等の取組を支援

医療機関相互の協議と医療機関の自主的な取組により推進

【必要病床数の推計】

区分		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	合計
県計	H28現在(a)	2,464	7,186	2,735	9,573	380	22,338
	必要病床数(b)	1,323	4,508	4,674	5,384	0	15,889
	(a)-(b)	1,141	2,678	△ 1,939	4,189	380	6,449
柳井医療圏	H28現在(a)	0	361	86	1,566	32	2,045
	必要病床数(b)	49	250	229	563	0	1,091
	(a)-(b)	△ 49	111	△ 143	1,003	32	954

【柳井医療圏における医療提供体制の将来のあるべき姿】

[高度急性期・急性期機能]
○高度急性期、急性期医療の提供体制の強化を図り、高度急性期の一部を除き、できる限り圏域内で完結できる体制の整備が必要
○脳疾患・心臓疾患等への対応など、救急医療体制の強化を図り、初期・二次・三次救急医療機関の役割分担・相互連携を進めるとともに、周南・岩国医療圏との連携が必要
[回復期機能]
○圏域において不足している回復期機能を確保するため、回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟等の整備が必要
[慢性期機能]
○退院患者を地域で円滑に受け入れるため、介護施設等の受け皿を確保するとともに、病院、医師会、介護施設等の連携・協力による、在宅医療提供体制の充実強化が必要
○在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所等を増やし、在宅医療の提供体制の確保が必要
○容態変化時に患者を受け入れる後方支援医療機関（有床診療所を含む）の整備により、在宅医療の連携体制の確保が必要